

地域課題の解決に向けた令和 7 年度の取組（案）

1. 目的

令和 6 年 4 月 1 日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。

障がい者の地域での暮らしを支え、暮らしづらさを解消するには、本委員会の地域課題である「障がい（児）者と地域住民の相互理解」が不可欠であるとともに、同改正法について広く理解してもらうことが重要であり、これにより「就労支援」及び「相談支援体制の充実・強化」の推進にもつながると考えられる。

このことから、これらの課題解決に向けた取り組みの一環として、地域住民及び企業等関係者を対象とした、障がいのある人に対する理解促進と、改正障害者差別解消法の周知・広報啓発に係る各種取り組みを実施する。

2. 取り組み実施

(1) 北海道障がい者条例及び障害者差別解消法等の啓発事業の実施

- ・学校の夏休み、冬休みまたは春休み期間中、管内市町村の図書館等において、北海道障がい者条例パネル展を開催するとともに障害者差別解消法啓発パンフレットを配架する。
- ・他の団体等が開催するイベントで、障がい者福祉に係る啓発を実施し、併せて地域づくり委員会及び改正障害者差別解消法のPRを行う。
- ・市町村立図書館・図書室へ障がい者福祉の理解促進に関する図書展示の開催を働きかける。時期は特に定めないが、可能であれば、障害者週間（12月3日～9日）を含めた開催を依頼する。
- ・障がい者へのちょっとした配慮の事例集作成

(2) 就労継続支援事業所等による授産製品販売及び受注業務のPR等

地域住民及び企業を対象とし、就労継続支援事業所の授産製品の販売、展示や受注業務PRを行うことで、障がいのある人に対する理解促進及び事業所の販路拡大につなげる。

- ・就労継続支援事業所等を対象とした授産製品販売及び受注業務等のPR動画作成
- ・ホームページによる就労継続支援事業所の製品の紹介（公開中のホームページを事業所の要望等に応じて随時編集する。）

(3) 各種取組のPR

(1)～(2)の取り組みについて、積極的に報道発表するとともに、関係事業者、市町村を通じて広くPRする。

また、委員会ホームページ及び宗谷総合振興局のSNSを利用し広報を行う。